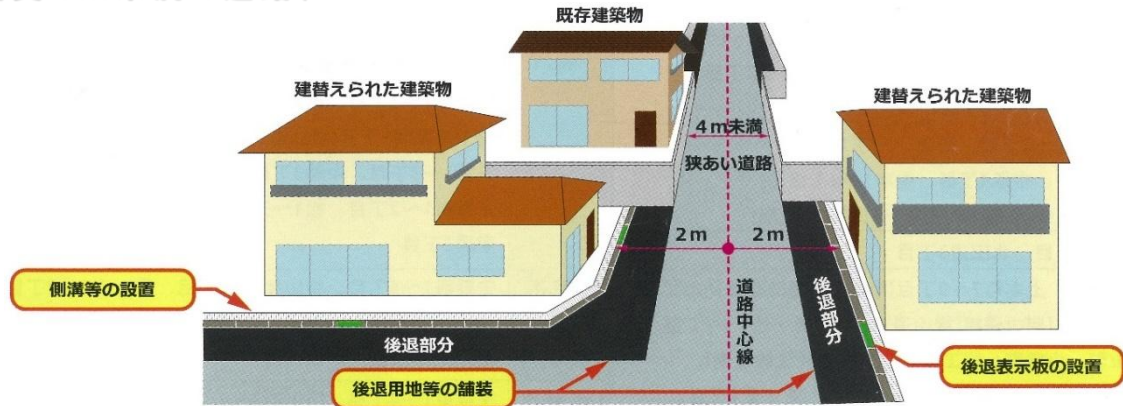


## 建替え時など

# 狭あい道路の拡幅整備に大阪市が補助します！

(幅員4m未満の道路)



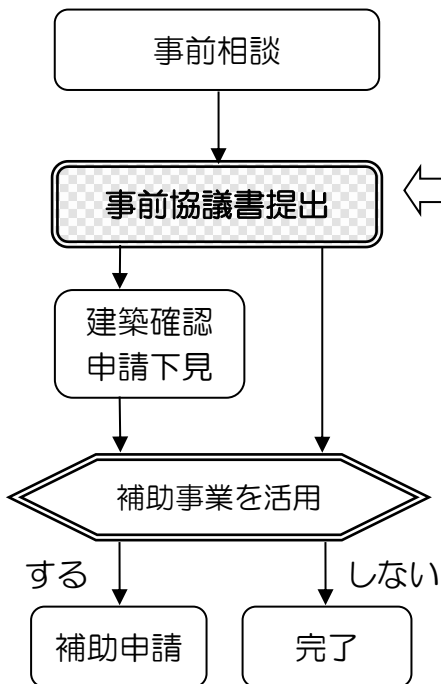
安全で快適なまちづくりを目指し、災害時や緊急時の避難・消火活動の円滑化を図るとともに、通風や採光など住環境を向上させるため、狭あい道路拡幅促進整備事業を実施しています。

狭あい道路に面した建物の建替えや増改築等の際、後退した部分を道路として整備する場合、整備費用の一部を大阪市が補助します。

対象区域	延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地（重点対策地区）
対象道路	対象区域内にある建築基準法第42条第2項道路及び附則5項道路 ※ただし、次に掲げるものは除きます。 ・既に道路中心線からの2m後退が済んでいるもの ・都市計画法第29条に規定する開発行為を伴うもの ・都市計画法に基づく事業、他の事業によって拡幅又は整備されるもの ・建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路の築造を伴うもの ・敷地面積（分譲住宅等を建築しようとする敷地が複数連なる場合は一連の土地の面積）が500平方メートルを超えるもの（補助制度は利用できませんが、事前協議は必要です）
事前協議	建築確認申請前までに「狭あい道路整備事前協議書」により、狭あい道路の拡幅について協議が必要です。（補助制度の利用の有無にかかわらず、事前協議が必要です。）
補助制度	後退用地等（後退用地及びすみ切り用地）を道路として整備する場合、整備費用の一部を補助します。※詳細については、P.3の「2. 補助制度の概要」を参照して下さい。
後退用地等の維持管理	原則、後退用地等の所有権の移転はなく、整備完了後もその土地の所有者の方に維持管理していただきます。
固定資産税 都市計画税 の非課税等	整備した後退用地等に対する固定資産税・都市計画税は非課税などの適用が受けられますが、利用状況によっては非課税などの適用を受けられない場合があります。申告などの手続きについては、資産のある区を担当する市税事務所 固定資産税（土地）担当までお問い合わせ下さい。

# 1. 事前協議について

## ■手続きの流れ■



※補助制度の利用の有無にかかわらず、事前協議書の提出が必要です。

事前協議書の提出について

【提出時期：建築確認申請前 又は 狭あい道路の拡幅を計画した時】

【提出部数：1部】

狭あい道路整備事前協議書（指定様式）

〔添付書類〕

- ・ 附近見取図
- ・ 道路現況図（道路種別、道路幅員、後退状況が分かるもの）
- ・ 委任状（建築主等以外の方が手続きを行う場合は必要）

## ■整備形態■

### 1. 補助制度を利用される場合

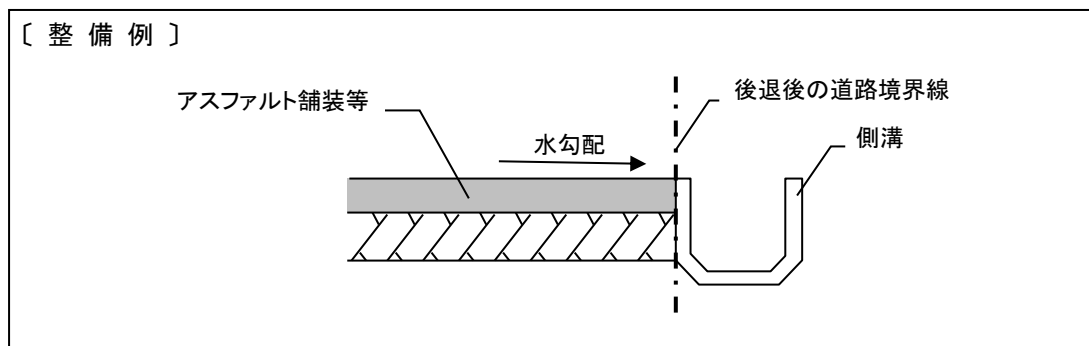
P.3「補助要件」を満たす必要があります。

### 2. 自主で整備をされる場合

通行に支障のない形態とし、下記の内容程度に拡幅整備するように努めてください。

（側溝が設置できない場合でも、敷地内の排水が道路側に流出しないように配慮して下さい。）

- ・ 既存道路部分と後退用地等の部分に段差がない構造とすること。  
（既存の側溝、集水柵等の後退道路境界線より敷地側への移設ができない場合等）
- ・ 通行に支障のない仕様（アスファルト舗装等）により舗装すること。



※この仕様でも後退用地等に対する固定資産税・都市計画税の非課税などの適用が受けられますが、利用状況によっては、非課税などの適用を受けられない場合があります。

## 2. 補助制度の概要

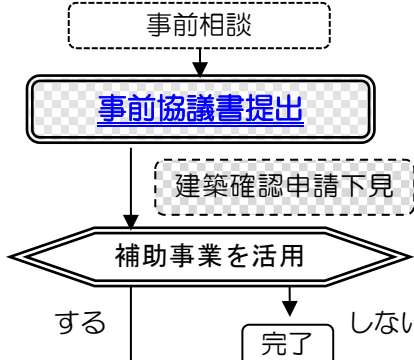
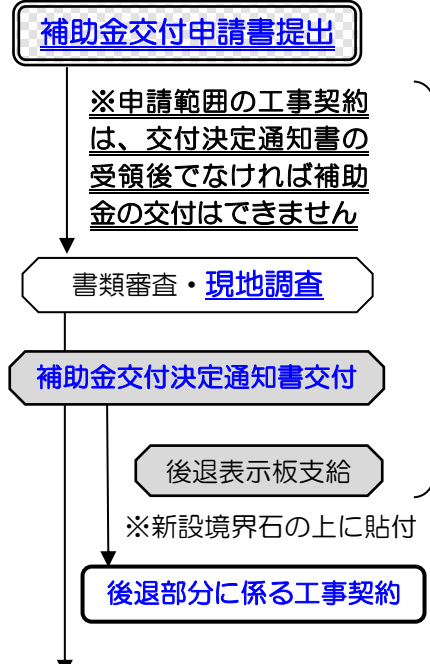
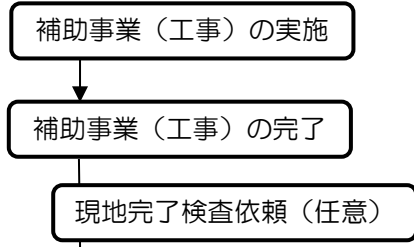
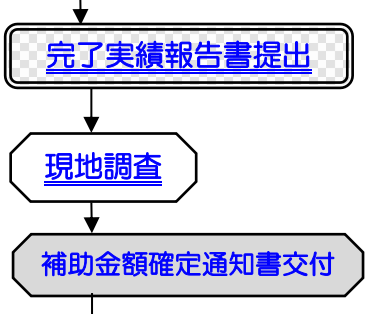
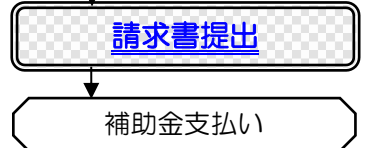
### ■補助要件■

補助範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後退用地等（後退用地及びすみ切り用地）</li> <li>・既存道路部分（最大道路中心線までとします）</li> </ul>
補助基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の対象区域及び対象道路に該当していること。 対象区域：延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地（重点対策地区） 対象道路：<u>第42条第2項道路</u>及び<u>附則5項道路</u>（道路の幅員が幅員4m未満であること）</li> <li>・整備後、後退線より道路側に既存の道路境界石・側溝・集水柵・地上突起物等が設置されていないこと。ただし、次の内容は除く。（対処方法については、事前に協議が必要です。） 認定道路の道路境界石 既存集水柵が周囲の状況等により撤去することが困難な場合</li> <li>・第42条第2項道路の場合、近隣関係者との同意のうえ、道路中心線を設置すること。 同意を要する近隣の範囲は、P.4「道路中心線確定における近隣との同意」を参照して下さい。</li> <li>・整備内容は、P.6「3. 道路後退部分の整備について」を参照して下さい。</li> <li>・<u>認定道路の道路境界石と舗装の撤去・新設については、建設局（各工営所）と協議して下さい。</u></li> <li>・<u>既存集水柵の撤去・新設については、建設局「排水協議窓口」と協議して下さい。</u></li> </ul>
補助項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界石の設置費</li> <li>・後退部分等の舗装費</li> <li>・既存道路部分の舗装費（最大道路中心線までとします）</li> <li>・側溝・側溝蓋の設置費</li> <li>・集水柵の設置費</li> <li>・後退部分等にある支障物の撤去費</li> </ul>
補助金額	<p><u>上記補助項目の実際に要した費用（見積書のうち補助対象となる金額）と市が規定する金額により算出した額のいずれか低い金額の2/3以内</u>（ただし、予算の範囲内の金額となります。）</p>
その他の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後退用地等の道路整備について、大阪市が補助金の交付決定をする前に後退用地等に係る工事契約又は工事着工をした場合は補助金を受けることはできません。</li> <li>・補助金は工事金額の支払いを確認した後の交付となります。</li> <li>・この事業を利用して整備された後退用地等に後退表示板（本市支給）を設置していただきます。</li> <li>・この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。 詳しくは各区の担当の税務署へお問い合わせ下さい。</li> </ul>

※紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しいことはP.8「4. ご相談・お問い合わせ」の窓口でご相談下さい。



■補助申請手続きの流れ■

手続きの流れ	提出書類
<p>事前協議</p> 	<p>【提出時期：建築確認申請前、 又は、狭あい道路の拡幅を計画した時】</p> <p>※事前協議書の提出は、補助制度の利用にかかわらず必要です。 <u>狭あい道路整備事前協議書【指定様式】</u></p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附近見取図</li> <li>・ 道路現況図（道路種別、道路幅員、後退状況が分かるもの）</li> <li>・ 委任状（建築主等以外の方が手続きを行う場合は必要）</li> </ul>
<p>補助申請</p> 	<p>【提出時期：道路後退部分の工事契約の1カ月前、 かつ、令和8年12月28日まで】</p> <p><u>補助金交付申請書【様式1・1-2】</u> ※支障物撤去費にかかる補助金を申請する場合は様式1-1も必要</p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）</li> <li>・ 附近見取図、整備計画図、整備断面図</li> <li>・ <u>附則5項道路の場合</u>：道路中心線及び現況幅員に関する書類（<u>道路境界明示書</u>等）</li> <li>・ 現況写真及び撮影方向位置図</li> <li>・ <u>第42条第2項道路の場合</u>：道路中心線設置写真</li> <li>・ 見積書（撤去工事及び整備工事にかかるもの）</li> <li>・ 誓約書【様式2】</li> <li>・ 委任状《代理人》（代理人による申請の場合は必要）</li> <li>・ 委任状《代表申請者》（建築主等が複数の場合は全員分必要） （複数の建築主等により申請を行う場合、そのうちから代表申請者を選出し、補助を受けるにあたっての権利、義務、手続き等のすべての事柄について代表申請者への委任及び補助金の交付決定から支払いに至るまでの手続き、補助金の返還に関してすべて代表申請者を相手方とすることに承諾した旨の書類が別途必要です。）</li> <li>・ その他、申請の内容に応じて必要となる書類があります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>計画に変更が生じる場合、必ず事前にご連絡ください。</u> （申請内容に変更が生じた場合、別途変更の申請が必要です。）</li> </ul> <p>提出時期：事業期間内、かつ、令和9年2月26日まで、なお、補助金額が既交付決定額より増額となる場合は、令和8年12月28日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>補助金額が既交付決定額を超える変更申請をした場合は、当該変更箇所の工事着手届の提出が必要になります。</u></li> </ul>
	<p>【提出時期：事業期間内、かつ、令和9年2月26日まで】</p> <p><u>補助事業完了実績報告書【様式12】</u></p> <p>〔添付書類〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業完成図</li> <li>・ 補助事業工事中写真・完成後写真及び撮影方向位置図</li> <li>・ 契約書等の写し（撤去工事・整備工事にかかるもの）</li> <li>・ 領収書等の写し（撤去工事・整備工事にかかるもの）</li> <li>・ 検査結果通知書（検査結果通知を受けた場合）</li> </ul> <p>※<u>原本照合のため、契約書・領収書等の原本を持参してください。</u></p>
	<p>【提出時期：補助金額確定通知受領後、 かつ、令和9年4月30日まで】</p> <p><u>請求書【指定様式】</u></p>

※申請内容に変更が生じた場合、別途変更の申請が必要です。

※補助金要綱第4条第1項ただし書の規定に基づき申請した場合は、上記の「工事契約」を「工事着手」に読みかえるとともに、交付決定通知日以降に工事着手されたのち、速やかに工事着手届を提出する必要があります。

### 3. 道路後退部分の整備について

#### ■整備仕様■

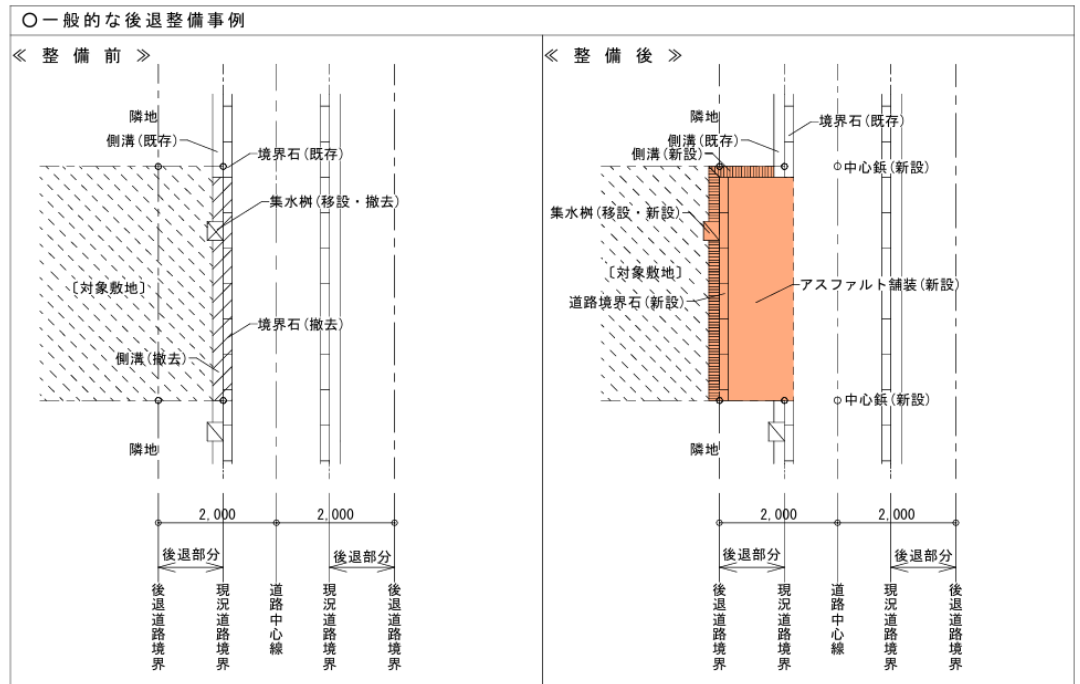
道路後退部分の整備仕様は、次のいずれかの仕様として下さい。

- 道路舗装については、アスファルト舗装としますが、舗装幅が極端に狭い場合や、後退部分に存置せざるを得ない電柱・マンホール等の設備類が多い場合等、平滑に施工することが困難な場合に限り、協議のうえ、コンクリート（厚 100 ミリメートル）とすることができます。
- 側溝の種類は、周囲の状況を踏まえ、建設局（各工営所）と協議のうえ、決定して下さい。
- 後退範囲内にある集水柵の撤去・新設については、建設局「許認可申請等・排水協議窓口」と協議して下さい。

<p>① U型側溝を設置する場合</p>	<p>アスファルト舗装 + 道路境界石 + U型側溝 + 側溝蓋</p> <p>後退線 (道路境界線) (単位：mm)</p> <p>道路 ← → 敷地</p> <p>道路境界石 150×120×600 アスファルト舗装 t=50</p> <p>側溝蓋</p> <p>U形側溝 内径150</p> <p>路盤 t=100 敷モルタル t=20 基礎コンクリート t=100</p> <p>敷モルタル t=30 路盤 t=50</p>
<p>② L型側溝を設置する場合</p>	<p>アスファルト舗装 + L型側溝</p> <p>後退線 (道路境界線) (単位：mm)</p> <p>道路 ← → 敷地</p> <p>180 (排水部分)</p> <p>アスファルト舗装 t=50</p> <p>L形側溝 W=350</p> <p>敷モルタル t=20</p> <p>路盤 t=100</p> <p>路盤 t=100</p>
<p>③ 現場打ち側溝を設置する場合</p>	<p>アスファルト舗装 + 道路境界石 + 現場打ち側溝 + 側溝蓋</p> <p>後退線 (道路境界線) (単位：mm)</p> <p>道路 ← → 敷地</p> <p>150</p> <p>道路境界石 150×120×600 アスファルト舗装 t=50</p> <p>側溝蓋</p> <p>現場打ち側溝 W=150</p> <p>路盤 t=100 敷モルタル t=20 基礎コンクリート t=100</p> <p>モルタル塗り t=30~50</p>

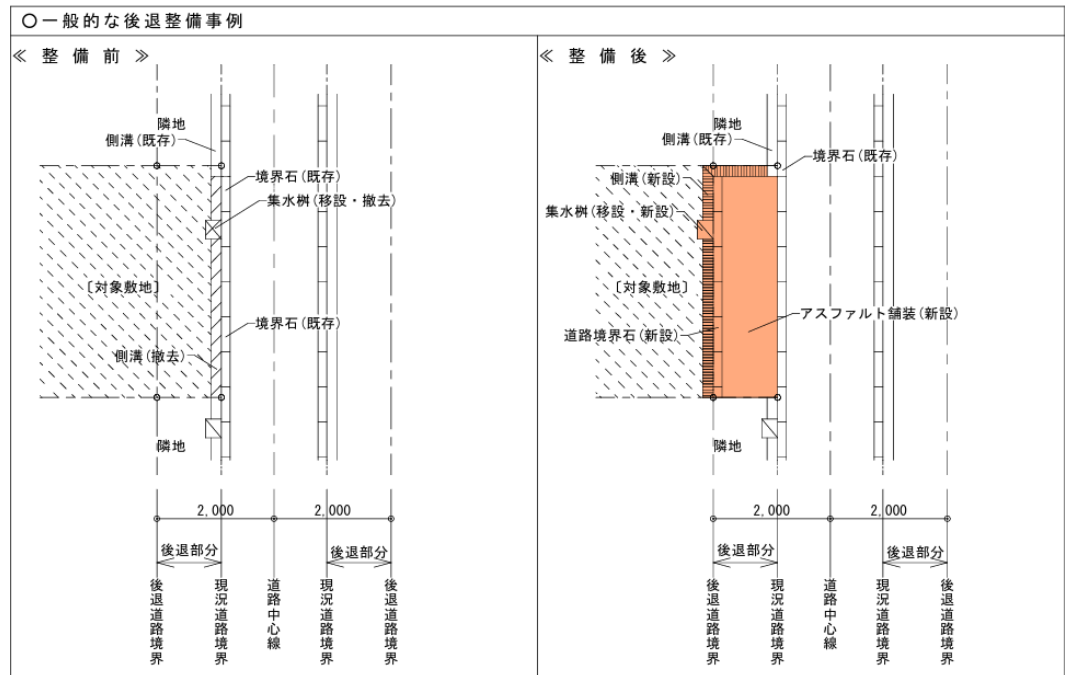
■整備形態■

【2項道路の場合】

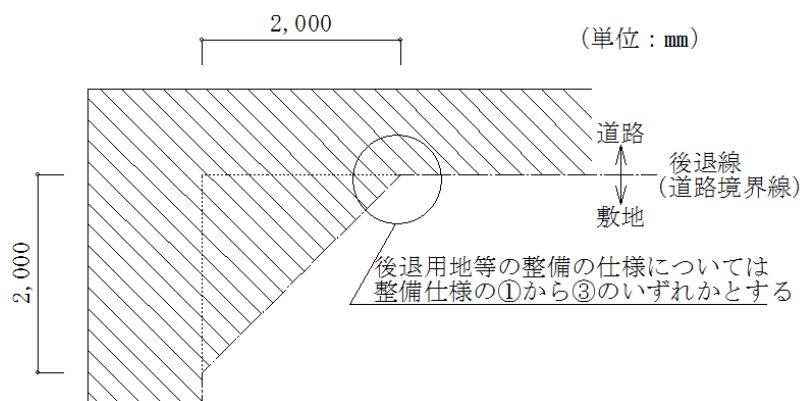


【附則5項道路の場合】

※建設局と協議のうえ  
境界石(既存)を存置  
する場合



【すみ切りの仕様】



## 4. ご相談・お問い合わせ

●大阪市都市整備局 住環境整備課 密集市街地整備グループ（大阪市役所 7階）  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
TEL 06(6208)9235

きょう

大阪市 狭あい

検索



「大阪市狭あい道路拡幅整備事業」ホームページ

▶<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html>

### 対象エリア

重点対策地区



左図の ■ のエリア  
(下表の 網かけ のエリア)は  
令和9年度より補助制度の  
対象外となります。  
ご注意ください。

区名	町丁名
東成区	<span style="background-color: orange;">大今里西3丁目、玉津3丁目、東小橋3丁目(15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))</span>
天王寺区	下味原町、東上町
生野区	<span style="background-color: orange;">生野西1~4丁目、勝山北3~5丁目、勝山南1~2丁目、鶴橋1~2丁目、鶴橋3~5丁目、中川西1丁目、中川西2~3丁目、林寺1丁目、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、桃谷3~5丁目</span>
阿倍野区	<span style="background-color: orange;">天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、7~10番(天王寺吾彦線以东))、天王寺町北2~3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)</span>